

相続により貯金をお受け取りになられたお客様へ

相続定期貯金

取扱期間：令和4年1月4日（火）

～ 令和4年12月30日（金）

期間1年
定期貯金

0.10%

でお預かりいたします。

相続された貯金とあなたの貯金を
まとめて特別金利でお預かり
いたします。



商品概要

ご利用いただける方	お亡くなりになった方が当JAにお預けしていた貯金を当JA所定の相続手続きにより相続された方
お取扱商品	預入期間1年の定期貯金（自動継続）
特別金利	年0.1%
お取扱期間	令和4年1月4日～令和4年12月30日
ご利用条件	(1) お亡くなりになった方が当JAにお預けしていた貯金 (2) 当JAに新規にお預けになる貯金 ① 新規にお預けになる貯金であれば、お亡くなりになった方の相続貯金に限らず、相続された方ご本人の貯金も対象となります。 ② 相続された方が当JAにお預け中の他金融商品（普通貯金を含む）からの預け替えは対象外です。
継続時取扱	継続後は店頭表示金利が適用されます。
制限事項	相続手続き完了後6か月以内に限りです。



○北条支店（Tel.22-8249）○富山支店（Tel.57-2621）○丸山支店（Tel.46-4111）○江見支店（Tel.04-7096-1122）
○神戸支店（Tel.28-0559）○三芳支店（Tel.36-2211）○白浜支店（Tel.38-3915）○長狭支店（Tel.04-7097-1147）
○豊房支店（Tel.22-2195）○富浦支店（Tel.33-3311）○千倉支店（Tel.44-1131）○鴨川支店（Tel.04-7092-3531）
○館野支店（Tel.22-3182）○鋸南支店（Tel.55-1551）○和田支店（Tel.47-3811）○小湊支店（Tel.04-7095-2953）